

時評 「武力によらない平和」を本能へ



弁護士
仲山忠克

1 人は、出生地や居住地が抱える同時代の課題を、意識するか否かにかかわらず、背負わざるを得ない。社会的存在としての人間にとっては不可避なことだともいえよう。

私は敗戦4年後の沖縄で生まれ育ったが、当時の沖縄は米軍の軍事占領下にあった。占領法規が支配し、人権保障の法制度が存在しない社会において、沖縄住民は虫けら同然に扱われ、生命・財産は米軍権力によって深刻な被害を受け続けた。私の成長過程で発生した多くの同年代者たちの悲惨な死亡事件・事故は、深く記憶に刻まれたままである。このような社会状況から脱却するために沖縄住民が求めたものは「核も基地もない沖縄」であり、平和憲法下の「祖国」への復帰であった。

しかし復帰した祖国の実像は、憲法体制と安保条約体制が併存する二元的統治体制の国家であった。前者は沖縄県民に人権を制度的に保障したが、後者は在沖米軍基地を法的適法性をもって存続させた。そのため復帰後も米軍基地に起因する事件・事故は続発し、質量ともに復帰前と基本的差異はない。そのことは、戦後沖縄の犠牲と苦難の

歴史の根源は、米軍の軍事力に由来するものであること、復帰前の占領はその加重要素であることを意味する。軍事力こそが、復帰の前後を問わず、県民被害の元凶である。国家の物理的暴力装置としての軍事力は、国防を錦の御旗として自らを最優先させ、それを貫徹するという内在的特性を有する。その過程で必然的に発生する人権侵害等の幾多の被害はその所産である。

2 在日米軍基地の存在根拠たる安保条約は、日米軍事同盟体制であり、「武力による平和(安全保障)」を基本理念とする。一方、国家存立の基盤を非戦国家と宣言する憲法体制下の平和主義は、9条に体现されている「武力によらない平和」である。わが国の戦後史は、対極に位置する両体制の対立と相克の歴史である。安保法制(戦争法)や最近の土地利用規制法の制定にみられるように、加速化し拡大する戦争する国づくりを牽引し中核的推進力となっているのが安保体制である。その究極の目標は9条改定による壊憲である。

しかるに国民意識の多数は両体制とも容認し支持するという矛盾的状况にある。その要因は、憲法9条の平和主義が「武力によらない平和」であること、その理念の国民意識への浸透の不十分さにあるように思われる。

沖縄県内における米軍基地の本土移転論(世論調査で県民の3割未満)、それに呼応して沖縄連帯の一環とされる本土での米軍基地引き取り論は、軍事基地の容認存続を前提として成立する

理論・運動であり、安保体制の固定化につながる。沖縄への連帯とは、米軍基地の全国的分散ではなく、被害の温床たる軍事基地そのものの撤去である。

作家井上ひさしは「ぼくらの課題は、世界の歴史からの贈物(の日本国憲法)を身体に染み込ませ、自分の本能にすること」と述べているが、とりわけ、それは戦争違法化の世界史の流れを戦争消滅化へ昇華せしめた人類史の金字塔である9条に妥当する。9条を「本能」にすると、「武力によらない平和」の希求の徹底化であり、安保体制否定への帰着でもある。

沖縄戦後史の犠牲と苦難の連続は、軍事力が招来する社会のありようを全国民に先行的に警鐘する役割を担っていることに、その意義が存する。それは、9条の現実的正当性の証明でもある。

3 現在沖縄の最大の課題は辺野古新基地建設阻止である。その実現は、安保体制を根底から揺るがし、戦争する国づくり阻止の原動力ともなりうる。阻止のための最強の手段は国民世論を背景とした現地闘争である。

安保体制を前にしてわが国の三権分立は瓦解し、司法は行政の追認機関に墮するという歴史的经验は、司法に期待することを戒める。職業的都合から辺野古現地闘争に日常的に関与していない自己への忸怩たる思いを払拭するためには、職業的業務の卒業が求められている。自らの生き方を現地でどのように表現するか、自己に課せられた課題である。(なかやま ただかつ)